

選挙制度改革の論点

大山礼子（駒澤大学）

論点① 多様な人材を議会へ

居住要件の弾力化

地域に貢献している関係人口にも

政策決定への参加を認める。→フランスの例

被選挙権年齢の引き下げ

学生議員がいてもよいのは？

門戸を開放したうえで、選ぶのは住民（有権者）

供託金の廃止／引き下げ

→選挙公営との関係

フランスの非居住者立候補制度（candidats “extra-communaux”）

選挙法典L第228条

コミューン（市町村）に直接税 **les contributions directes** を納めている者※は議員に立候補できる。

ただし、非居住者議員の数は議会の定数の4分の1（定数7の議会（人口100人未満）では4、定数11の議会（人口500人未満）では5）を超えてはならない。

※ 次のいずれかの税をコミューンに納めている者

住民税 **la taxe d’habitation**

既建築地不動産税 **la taxe foncière sur les propriétés bâties**

未建築地不動産税 **la taxe foncière sur les propriétés non bâties**

企業不動産負担金 **cotisation foncière des entreprises (CFE)**

所得税 **l’impôt sur le revenu**

(補) ハラスメント研修の実施

多様な人材にとって、議会を長く働き続けたいと
思える、居心地の良い場所にすることも重要。

町村議会議員の在職年数

性別	4年未満	4年以上 8年未満	8年以上 12年未満	12年以上 16年未満	16年以上 20年未満	20年以上 24年未満	< 36年以上 40年未満	40年以上	合計
男性	2,344	2,227	1,574	1,114	902	669	< 71	51	9,673
女性	362	251	183	125	113	76	< 5	5	1,184
合計	2,706	2,478	1,757	1,239	1,015	745	< 76	56	10,857

全国町村議会議長会『第65回町村議会実態調査結果の概要』
(令和元年7月1日現在)

論点② 楽しい選挙の実現

参加して楽しい選挙

創意工夫の余地のある選挙運動

住民と候補者とが地域の将来について語り合う場

THE
OCR | Democrats open 'battle station' in...



Rep. Katie Porter, center, poses for a group photo with supporters during the opening of the Democratic Congressional Campaign Committee's battle station for the 2020 election in Irvine on Saturday, Nov. 9, 2019. (Photo by Kevin Sullivan, Orange County Register/SCNG)

どんどん短くなっている選挙運動期間

旧来型の選挙運動ではこれでも長すぎるという意見が出るかもしれないが、この辺で発想を転換する必要があるのではないか。

	1950	1951	1952	1956	1958	1961	1969	1983	1992	1994
衆議院議員	30日		25		20			15	14	12日
参議院議員	30日			25		23		18	17	17日
知事	30日		25					20	17	17日
都道府県議会議員	30日	20		15			12	9		9日
指定都市の長	20日							15	14	14日
指定都市の議会議員	20日			15			12	9		9日
一般市の長	20日		15	10				7		7日
一般市の議会議員	20日		15	10				7		7日
町村長	20日		10	7				5		5日
町村議会議員	20日		10	7				5		5日

論点③ 抜本的な選挙制度改革へ

日本の地方議会選挙制度は**1899**（明治**32**）年の府県制郡制改正、**1911**（明治**44**）年の市制町村制改正によって、ほぼ現行制度の基礎が固まり、戦後改革で地方自治制度が大きく変化したにもかかわらず、大規模な改革を経験してこなかった。

その間、都道府県議会では**1人区**、**2人区**の増加、市町村合併の進展による選挙区改定の必要性など、歪みが表面化している。

抜本的な改革を構想する時期なのでは？

三議長会を中心に改革案を検討してはどうか。

しばしば問題になる政令指定都市選出の都道府県議の扱いについても、合同で研究してはどうか。

抜本的な改革には現職議員の抵抗が予想されるが、新しい選挙制度の施行は急がなくてもよい（たとえば次の統一選から）。

改革試案：都道府県、政令指定都市および
一定程度以上の規模の市の場合

選挙区の規模を揃える（5～6人区程度?）。

比例の要素を加味する。

単記非移譲式（いわゆる中選挙区制）では、同じ政党・グループの候補者間で同士討ちが生じ、「分裂選挙」の原因にもなりかねない。

5～6人区でも、非拘束名簿式の比例代表制の実施は可能。

あるいは、単記移譲式（アイルランドなどで実施している候補者に優先順位をつけて投票する方法）も考えられる。

Single Transferable Vote

PROPORTIONALITY: ★★★★★
VOTER CHOICE: ★★★★★
LOCAL REPRESENTATION: ★★★★★

BALLOT PAPER
PLACE THE CANDIDATES IN ORDER OF PREFERENCE (1, 2, 3 ETC.)
RANK AS MANY CANDIDATES AS YOU WISH

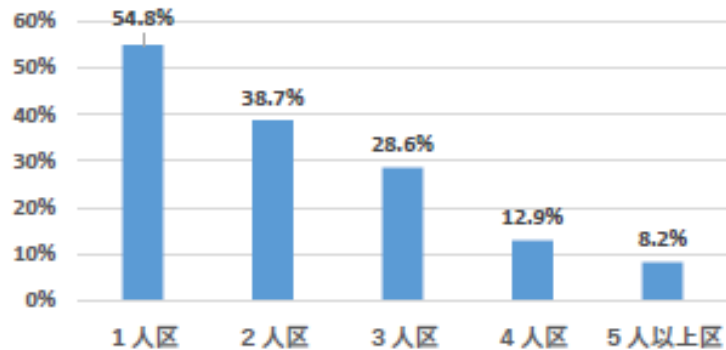
JONES ALAN	PINK PARTY	4
FOTHERINGTON JAMES	PINK PARTY	1
SMITH EMILY	PURPLE PARTY	3
ANDERSON RITA	PURPLE PARTY	2
HEPWORTH BARBARA	TEAL PARTY	5

1人区では無投票当選が多くなる傾向

(総務省選挙部調べ)

平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における無投票選挙区数の状況

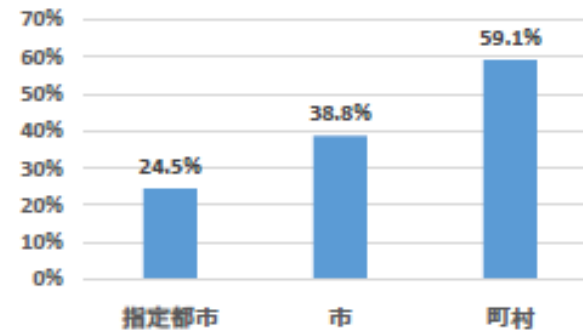
定数別無投票選挙区数の割合



選挙区種別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
1人区	372	204	54.8%
2人区	300	116	38.7%
3人区	126	36	28.6%
4人区	62	8	12.9%
5人以上区	85	7	8.2%
合計	945	371	39.3%

地域別無投票選挙区数の割合

参考資料2
(事務局作成資料)



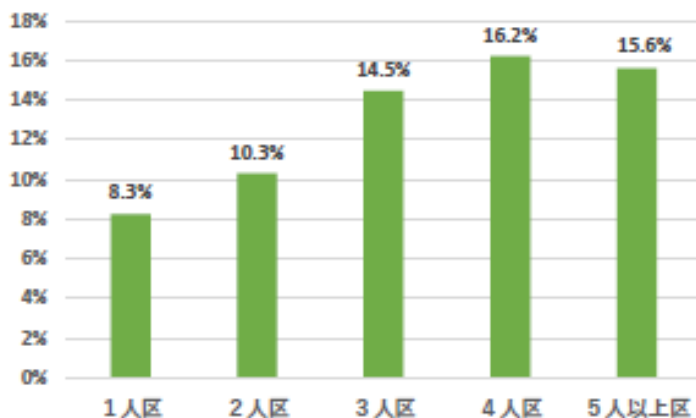
地域別	選挙区数	無投票選挙区数	無投票選挙区割合
指定都市	163	40	24.5%
市	645	250	38.8%
町村	137	81	59.1%
合計	945	371	39.3%

※「指定都市」「市」は、町村が選挙区に含まれている場合を含む。

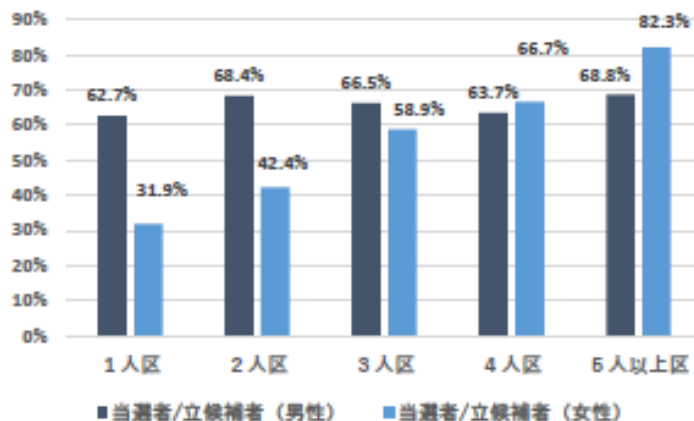
定数の少ない選挙区では多様性の確保も困難

平成31年統一地方選 都道府県議会議員選挙における女性立候補者の状況

立候補者に占める女性の割合



立候補者に占める当選者の割合（男女別）



選挙区種別	立候補者数			
	全体	男性	女性	女性の割合
1人区	569	522	47	8.3%
2人区	824	739	85	10.3%
3人区	504	531	73	14.5%
4人区	333	279	54	16.2%
5人以上区	832	702	130	15.6%
合計	3062	2673	389	12.7%

当選者数 (括弧内は無投票当選者数)			
全体	男性	女性	女性の割合
372	357(202)	15(2)	4.0%
600	564(224)	36(8)	6.0%
378	335(100)	43(8)	11.4%
248	212(30)	36(2)	14.5%
679	572(32)	107(4)	15.8%
2277	2040(588)	237(24)	10.4%



議会が変われば日本が変わる